

平成11年
4月1日から

均等法が バージョンアップしました!

女性とその能力を十分発揮できる職場づくりを



- 雇用のすべての分野で、女性差別が禁止されています!
- 女性労働者の能力発揮のための積極的な取組を!
- 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策を!
- 妊娠中及び出産後の健康管理を!
- 時間外・休日労働、深夜業は、男女同一の枠組に!

第14回 男女雇用機会均等月間

期間／平成11年6月1日～30日

主唱  労働省／女性少年室